

2 1年・1か月、52週・4週平均1週の拘束時間

(改善基準告示第5条第1項第1号、第2号)

事業場の労務管理の実態等に応じ、「1年・1か月」「52週・4週平均1週」のいずれかの基準を選択します。

① 1年・1か月の拘束時間 (改善基準告示第5条第1項第1号イ、第2号)

【原則】

1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は281時間以内です。

【例外】

- ・ 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者
 - ・ 乗合バスに乗務する者
(一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。)
 - ・ 高速バスに乗務する者
 - ・ 貸切バスに乗務する者
- (以下「貸切バス等乗務者」という。)

については、労使協定(P28参照)により、1年のうち6か月までは、1年の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を294時間まで延長することができます。

1か月の拘束時間が281時間を超える月は連続4か月までとしなければなりません。

(労使協定で定める事項)

- ・ 協定の対象者
- ・ 1年について各月及び年間合計の拘束時間
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続等



・ 「1か月」とは？

原則として暦月をいいます。

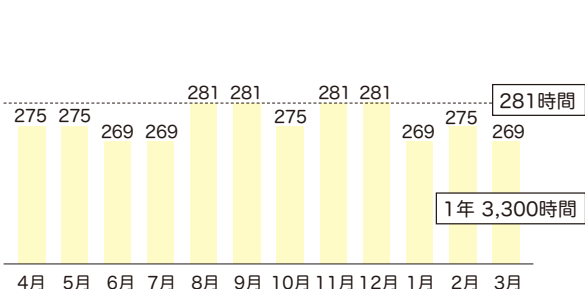
ただし、就業規則、勤務割表等において特定日を起算日と定めている場合は、当該特定日から起算した1か月でも差し支えありません。

〈ポイント〉各月の拘束時間の調整

1年の拘束時間の限度を超えないよう、各月の拘束時間を調整する必要があります。

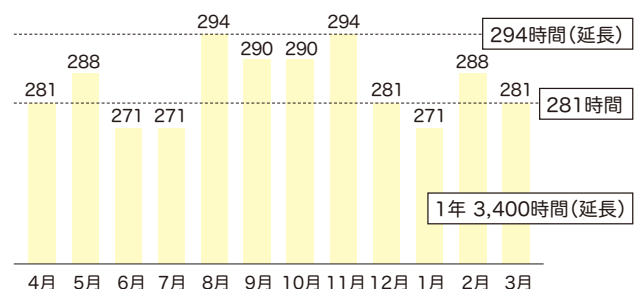
過労死等や過労運転を防止する観点から、バス運転者の睡眠時間が十分確保されるよう運行計画を作成しましょう。

(図)【原則】1年及び1か月の拘束時間



・ 1か月の拘束時間を全て上限値(281時間×12か月)とすると、1年の総拘束時間が3,300時間を超えるため、改善基準告示違反になります。

(図)【例外】1年及び1か月の拘束時間



・ 労使協定により拘束時間を延長する場合であっても、1か月の拘束時間を全て上限値(281時間×6か月かつ294時間×6か月)とすると、1年の総拘束時間が3,400時間を超えるため、改善基準告示違反になります。

・ 1か月の拘束時間が281時間を超える月が5か月以上連続する場合も、改善基準告示違反になります。

② 52週・4週平均1週の拘束時間（改善基準告示第5条第1項第1号口、第2号）

【原則】

**52週間の拘束時間は3,300時間以内、かつ、
4週間を平均した1週間当たり（4週平均1週）の拘束時間は65時間以内です。**

【例外】

貸切バス等乗務者については、労使協定（P29参照）により、52週のうち24週までは、52週の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、4週平均1週の拘束時間を68時間まで延長することができます。4週平均1週の拘束時間が65時間を超える週は連続16週までとしなければなりません。

（労使協定で定める事項）

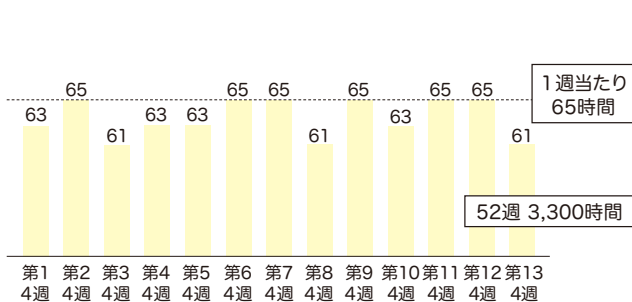
- ・ 協定の対象者
- ・ 52週について各4週平均1週の拘束時間（4週合計の拘束時間）及び52週合計の拘束時間
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続等

〈ポイント〉各4週平均1週の拘束時間の調整

52週の拘束時間の限度を超えないよう、各4週平均1週の拘束時間を調整する必要があります。

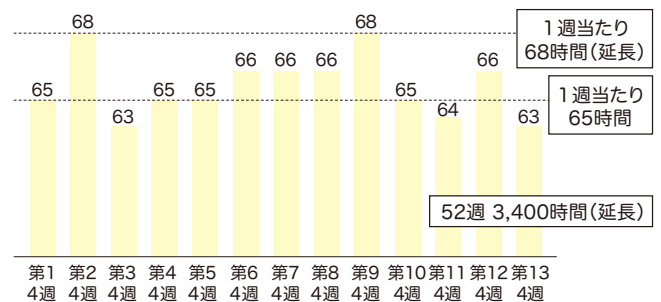
過労死等や過労運転を防止する観点から、バス運転者の睡眠時間が十分確保されるよう運行計画を作成しましょう。

（図）【原則】52週及び4週平均1週の拘束時間



- ・ できる限り各労働日又は各週の拘束時間を平準化し、1週当たり65時間となるようにしましょう。
- ・ 第1から第13までの各4週平均1週の拘束時間を全て上限値（65時間×52週）とすると、52週の総拘束時間が3,300時間を超えるため、改善基準告示違反になります。

（図）【例外】52週及び4週平均1週の拘束時間



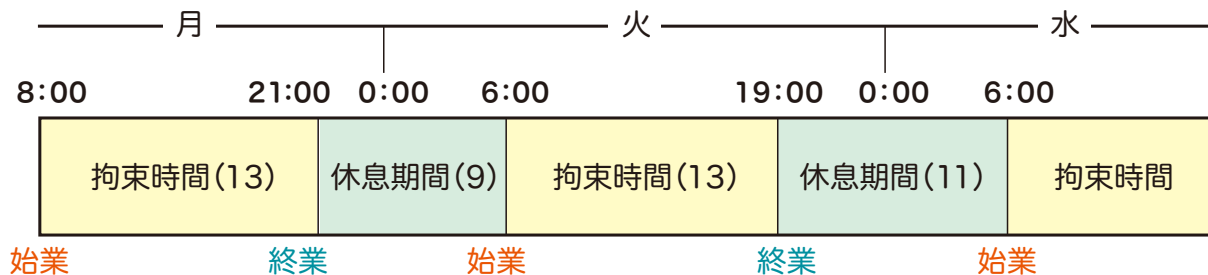
- ・ 労使協定により拘束時間を延長する場合であっても、できる限り各労働日又は各週の拘束時間を平準化し、1週当たり68時間となるようにしましょう。
- ・ 第1から第13までの各4週平均1週の拘束時間を全て上限値（65時間×28週かつ68時間×24週）とすると、52週の総拘束時間が3,400時間を超えるため、改善基準告示違反になります。
- ・ 4週平均1週の拘束時間が65時間を超える週が16週を超えて連続する場合も、改善基準告示違反になります。

〈ポイント〉1か月又は4週平均1週の拘束時間の計算方法

1か月又は4週平均1週の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1か月又は4週の各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)をそのまま合計してチェックしてください。

※ ただし、後述の「5 特例」の①分割休息(休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与える場合)、④フェリー(フェリー乗船時間を休息期間として取り扱う場合)は、始業時刻から終業時刻までの間にある休息期間を除いて計算します。

(図)各勤務の拘束時間の合計



図に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

1か月又は4週の各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)をそのまま合計

・ 月曜日	始業8:00～終業21:00	13時間
・ 火曜日	始業6:00～終業19:00	13時間
⋮		⋮
合計		A 時間

1か月又は4週の各勤務の拘束時間の合計 A 時間 ≤ 1か月又は4週の拘束時間の限度^(※)であれば、改善基準告示を満たしています。

※ 1か月：原則281時間、例外294時間

4 週：原則65時間×4週=260時間、例外68時間×4週=272時間